

パートナーシップ宣誓制度等に関する論点・導入状況等

論点① 制度利用対象者について

制度の利用について、一方又は双方が性的マイノリティである方を対象とする場合と、より広く、いわゆる事実婚のパートナーシップ関係についても制度利用を可能とする場合がある。

	一方又は双方が性的マイノリティ			事実婚も含む	
導入状況 (R5・12時点)	札幌市 新潟市 さいたま市 川崎市 相模原市 京都市 大阪市	堺市 岡山市 広島市 北九州市 福岡市 熊本市	弘前市 秋田市 一関市 酒田市 (17市)	千葉市 横浜市 静岡市 浜松市 名古屋市 神戸市	盛岡市 宮古市 (8市)
摘要	性的マイノリティの方々への支援の一環として導入するものであり、一方又は双方が性的マイノリティである方を対象とするもの			様々な事情で婚姻をしない、できない方々にも寄り添う制度とするため、事実婚についても対象とするもの	

論点② 宣誓等の範囲について

宣誓等を受領する対象者の範囲について、パートナーシップ関係にある2者のみの宣誓とする場合と、当事者の一方又は双方の子ども等も含めて受領証への記載を可能とする場合がある。

	パートナーシップ関係の2者のみの宣誓			受領証へ子ども等の記載を可能としている		
導入状況 (R5・12時点)	新潟市 川崎市 横浜市 相模原市 浜松市 京都市	堺市 岡山市 広島市 熊本市 神戸市	弘前市 秋田市 (13市)	札幌市 さいたま市 千葉市 静岡市 名古屋市 大阪市	北九州市 福岡市	一関市 盛岡市 宮古市 酒田市 (12市)
摘要	子ども等への意思確認が困難であることから、成年に達する2者のみの宣誓書の受領に留めるもの			子ども等も含めた関係性を示せるよう、届出等により受領証へ記載を可能とするもの		

論点③ 制度利用の居住地要件について

制度の利用対象者について、宣誓する当事者の双方が当該自治体内に居住していることを要件とする場合と、どちらか一方の居住（または転入予定）で制度を利用可能とする場合がある。

	一方又は双方が市内居住または転入予定			双方が市内居住または転入予定	
導入状況 (R5・12時点)	札幌市 千葉市 静岡市 浜松市 名古屋市 京都市(※1) 大阪市	堺市 広島市 北九州市 福岡市 熊本市 神戸市	秋田市 一関市 盛岡市 宮古市 (17市)	新潟市 さいたま市 川崎市 横浜市 相模原市 岡山市	弘前市 酒田市(※2) (8市)
摘要	別居している状態でパートナーシップ関係にある場合も想定されることから、どちらか一方が少なくとも居住又は転入予定であれば、制度利用を可能とするもの			現に居住している市民への制度という側面から、その制度利用については利用者が当該自治体内に居住していることを要件とするもの	

(※1)京都市は、少なくともどちらか一方が現に市内に居住していることを要件としている。

(※2)酒田市は、双方が市内に同一の住所を有する又はその予定であることを要件としている。

論点④ 自治体間連携について

協定を締結した自治体間において、制度利用者が転入出した際に、手続きの一部を簡略化できる制度を導入している自治体もある。

	自治体間連携導入（カッコ内は連携都市数）			自治体間連携未導入	
導入状況 (R5・12時点)	札幌市(7) さいたま市(5) 千葉市(6) 川崎市(1) 横浜市(5) 相模原市(2)	浜松市(1) 名古屋市(17) 京都市(4) 大坂市(11) 堺市(11) 岡山市(7)	広島市(10) 北九州市(14) 福岡市(17) 熊本市(3) (16市)	新潟市 静岡市 神戸市	弘前市 秋田市 一関市 盛岡市 宮古市 酒田市 (9市)
摘要	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣自治体との連携が大多数。 ・所在する都道府県でも制度を導入している場合は、相互に利用可能としている場合がある。 				